

川島大橋復旧方法検討会 規 約

(設 置)

第1条 本会は、岐阜県各務原市において木曾川を渡河する一般県道松原芋島線の川島大橋について、国が災害復旧事業を代行することになったことから、復旧方法等を検討するため、「川島大橋復旧方法検討会」を設置する。

(目 的)

第2条 検討会は、川島大橋の早期復旧に向け、復旧方法等について検討・決定を行うにあたり、必要な事項について審議し助言等を行うことを目的とする。

(委員の構成等)

第3条 検討会は、別紙に掲げる専門委員及び行政委員により構成する。

- 2 委員は、検討会への出席が出来ない場合は、委員長を除き委員が指名する者を代理として出席させることができる。
- 3 検討会には、委員長を置くこととする。

(委員長)

第4条 検討会には、委員の互選により委員長を置くものとする。

- 2 委員長は検討会を代表し会務を統括する。
- 3 委員長が検討会に出席できない場合には、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(検討会の招集・運営・進行)

第5条 検討会は、委員長が必要と認めるときにこれを招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり議事を進行する
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、専門家等に対し、検討会への出席、意見聴取及び資料提出により専門的な見地からの意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務を処理するため、国土交通省中部地方整備局道路部及び岐阜国道事務所に事務局を設置する。

- 2 事務局は、検討会の運営に係る業務を負う。

(雑 則)

第7条 検討会の会員に変更が生じる場合には、検討会に諮り、承諾を得るものとする。

(附 則)

この規約は、令和3年9月16日から施行する。

令和4年2月10日（会員変更による改訂）

令和4年3月27日（会員変更による改訂）

令和4年5月27日（会員変更による改訂）

以 上

川島大橋復旧方法検討会名簿

(敬称略)

<委員>

- | | | | |
|---|-------------|------------|----------------------|
| ○ | むらかみ
村上 | しげゆき
茂之 | 岐阜大学 教授 |
| | ながた
永田 | かずとし
和寿 | 名古屋工業大学 准教授 |
| | おおした
大下 | かどう
嘉道 | (一社)日本橋梁建設協会 中部事務所 |
| | さかいだ
坂井田 | みのる
実 | (一社)建設コンサルタント協会 中部支部 |
| | おくだ
奥田 | まさゆき
雅之 | 岐阜県 岐阜土木事務所長 |
| | まつおか
松岡 | りゅうじ
龍治 | 中部地方整備局 道路部 道路保全企画官 |
| | よねむら
米村 | たかひろ
享紘 | 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 |

※敬称略、○は委員長

<オブザーバー>

- | | | | |
|--|------------|------------|----------------------------|
| | たけした
竹下 | やすのり
康則 | 中部地方整備局 中部道路メンテナンスセンター長 |
| | はやし
林 | まさひろ
昌広 | 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 総括保全対策官 |
| | とだ
戸田 | けんご
健吾 | 岐阜県 県土整備部 道路維持課長 |
| | なかむら
中村 | としお
俊夫 | 各務原市 都市建設部長 |

<事務局>

- | | | | |
|--|-----------|-----------|-----------------------|
| | とうの
東野 | たつや
竜哉 | 中部地方整備局 道路部 特定道路工事対策官 |
| | いわた
岩田 | あきら
明 | 中部地方整備局 岐阜国道事務所 副所長 |
| | | | 中部地方整備局 岐阜国道事務所 計画課 |